

会社への資財提供 個人・法人の処理

会社は各株主の出資した株式（資本金）によって支えられています。したがって、最終的には会社の総資産から総負債を控除した純資産額は株式の出資割合に応じて各株主に帰属することになります。

□株主の会社に対する資産の無償提供

同族会社では社長個人が会社に対して資産の無償提供を行ったり、債権の放棄を行う場合があるかと思います。そうしますと、会社の純資産はその分だけ増加します。したがって、会社については、「受贈益」として法人税の対象となります。そして、会社を構成している他の株主の株価が、その分だけ増加しますから、その増加部分は提供者から他の株主へ贈与があったものとして、「みなし贈与」となり、贈与税が課税されます。

□みなし贈与とは

みなし贈与とは、民法上は贈与ではありませんが、税法上「贈与とみなす」ということです。どういう場合に贈与とみなされるかと申しますと、対価を支払わないで、又は、著しく低い対価で利益を受けた場合において、その利益を受けさせた者から贈与を受けたものとみなされるということです。

□贈与を受けたとされる他の株主

社長が会社に私財、例えていえば、現金を提供したとすれば、その会社の純資産一株当たりの価額が上がります。そうすれば、他の株主はその上がった分は社長から贈与を受けたものとみなされるわけです。

□会社が債務超過に陥っている場合

上記の取扱いは、会社が通常の営業を行っている場合の取扱いです。しかし、同族会社の取締役が、その同族会社が資力を喪失して債務超過となっている場合に、その会社に私財を投入したり、債務を放棄して会社の再建を図った場合には、他の株主についてこの規定は適用されません。

話のタネ

○「やじ」という言葉があります。これは「やじ馬」が短縮されたものです。おやじ馬、すなわち、老いた牡馬の「お」をとったのが「やじ馬」です。老馬は、いつも若駒のあとについて歩くので、いつの間にか、人の後ろについてわけもなく騒ぎ立てる人々の意味になっていったそうです。動詞の「やじる」や「やじを飛ばす」になったのは明治以降です。



□資力喪失の状態とは

この取扱いにおいて、資力喪失の状態にあつたかどうかは次により判断されます。

①会社更生法、②民事再生法、③会社の整理等の法定手続による整理のほか、債権者集会の協議等により再建整備のために負債整理に入ったような場合をいい、単に一時的に債務超過となっている場合はこれに該当しない扱いになっています。

□受贈者である法人の扱い

会社については、青色申告法人であれば、事業年度開始の前5年（7年）以内の繰越欠損控除、及び、青色申告控除対象外の範囲において、受贈益が結果的に収益の額には算入されない取扱いになっております。

どの欠損金から先に控除するかは、会社整理の事由によって順序が決まっています。したがって、実質的に、資力喪失による私財提供、債務免除には課税されない建前になっています。

□繰越欠損控除対象外の金額とは

青色申告法人であれば、私財提供事業年度開始の前5年（7年）以内の繰越欠損は青色申告の繰越欠損控除の制度によって受贈益は当然に控除されます。しかし、5年（7年）を超えるいわゆる累積債務は、通常は、控除されません。